

折會、合新年度の二月一日より翌年一月卅一日までトス

ト致シマスレカウ 可三イ七條ハ、若シ本曰決定ナレ
レバ是レガ実施期ツニイ五日ニシテト思ヒマス

法規委員会ハ、慎重ニ審議致シ、結果折會ニ
正カレテテリマス。若シ尚不満、是ガアルハ、更ニ審
議致ス。免ニ申、新ニレイ所ノ紀、チアリマスカウ

徹底的ニ進ムト云フ不針テリマスカウ 何ハカ其ノ
リテ慎重ニ審議ヲ希望セマス

○某君、オニイニ年ノ際、時々ケ定員ノ三分一ニ

以上ノ出席ヲ要スルヤ、ニ書イテアリマスカ 今五回不
会中、史委員会ニ、何故ニ出席者ノ數ヲ書キテ

オイ、テアリマスカ 若シ五分、一分又或ハ十分ノ一
不欠、亦在ルテアリニシカ

○法規委員長 神田英之 決議コレト確ニ考慮スベキ

問題ト思ヒマス 法規委員会ノ最ハ一度審議シマ
ス

○某 オニイニ年ノ法規部ト云フハ、何ハ云ハ、
モ、イヌカ

○法規委員長 神田英之 例一トシ、
何ハ云ハ、事務組合ノ組織ナ
ルニ、ヤラナ事ナセル 結同盟ノ中ニ、
事務部ト云ハ、モ、カ、アリ、セ、タ、
ヤ、ハ、云、ハ、モ、イ、タ、ナ、
切、ノ、仕、事、ヲ、
遺、ス

○某、ソレヲト、
業部ト云フ、
何ハ云ハ、
ナ

○法規委員長 神田英之、
ソレハ、
同ニ、
事務部内ニ在ル

○折會、
此ノ、
婦人部ト云フ、
ハ、
独立スル、
モノ、
ナ、
カ